

## 伊奈町中小企業者事業活動支援給付金 申請 Q&A

### ○対象事業者

町内に主たる事業所又は事務所を有する中小企業基本法第2条に規定される事業者（法人、及び個人）、及び医療法人、社会福祉法人、工業法人、特定非営利活動法人で直近の確定申告（法人：直近事業年度、個人：令和3年分）を行っていること。また、令和4年8月末日時点において伊奈町内で事業活動を開始しており、給付金申請時に事業を継続しており、今後も継続する意思があること。

ただし、事業開始間もない事業者（法人の場合は事業年度により、個人の場合は令和4年1月から令和4年8月までの間に開業した事業者）等で、事業収入に係る確定申告をしていないときは、法人の場合にあっては法人登記をしていること、個人にあっては令和4年8月までに開業届出書を税務署に提出していること。

### ○給付金額

一律 50,000円（1事業者につき1回限り）

### ○申請受付期間

令和4年10月3日（月）～令和4年12月15日（木）

### ○申請方法

感染拡大防止と簡略化のため、**申請は電子申請**になります。

町公式ホームページまたは下記申請用URLから「伊奈町電子申請・届出サービス」を開き手続きをしてください。

※電子申請ができない方は、申請書と必要添付書類を下記まで郵送してください。

### ○申請書

町公式ホームページからダウンロードしてください。そのうえで必要事項を記入し、必要書類と一緒に電子申請に添付してください。

### ○その他の注意事項

申請の審査に必要な場合、町で保管する税務関係資料等について閲覧調査することに同意していただきます。

また、本事業に係る給付金は、適正な税務申告を行う必要がありますのでご注意ください。

### ○申請用URL

<https://www.town.saitama-ina.lg.jp/0000007098>

### ○郵送先・問合せ

〒362-8517 伊奈町中央4丁目355番地

伊奈町元気まちづくり課 事業者給付金担当

電話 721-2111（内）2234, 2235（平日9:00～17:00）

E-mail ganbareina@town.saitama-ina.lg.jp

## Q&A

### Q1. 登記が町外の法人（住所が町外の個人）でも給付金の交付対象ですか

A1. 原則は、法人の場合本店登記が伊奈町、個人の場合は伊奈町民であることですが、下記の場合には対象となります。

- ①法人の場合 伊奈町に法人町民税の申告をしていること。事業年度の関係により申告時期が到来していない場合は「法人設立（設置）申告書」を町（税務課）に提出していること。
- ②個人の場合 収支内訳書（決算書）の事務所所在地を伊奈町の住所で確定申告していること。又は開業届出書を伊奈町の所在地で税務署に提出していること。この場合、これらの書類の写しを申請に添付してください。

### Q2. 学校法人は給付金の交付対象ですか

A2. 対象は、中小企業法第2条に規定する株式会社等の法人と個人、及び医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動（NPO）法人並びに弁護士法や税理士法等に基づく士業法人となります。学校法人は対象外となります。

### Q3. 農家は給付金の交付対象ですか

A3. 農業法人も含めて交付対象となります。ただし、家庭菜園等の事業性を認められないものは対象外となります。また、町アグリ推進課申請の営農継続支援助成金の給付対象者も本給付金の対象外となります。

### Q4. 保険のセールスを行っています。給付金の交付対象ですか

A4. 収入を事業収入として確定申告している場合には交付対象となります。保険会社や代理店から給与として支払いを受けている場合には対象外となります。

### Q5. 国の事業復活支援金をもらっていますが、この給付金の交付対象ですか

A5. 国や県等の事業の給付金を受けている場合でも、本給付金の給付対象となります。本給付金の給付を受けている場合に、国の事業や他自治体の事業による給付が受けられるかは、当該事業の事業者を確認してください。

### Q6. 町内に店舗を複数所有していますが、複数分給付金をもらえますか

A6. 店舗や事業所等が複数あっても、給付金は1事業者につき一律1回50,000円となります。

### Q7. フリーランスの収入を雑所得として申告していますが、交付対象となりますか

A7. 原稿料や講演料等であり事業収入であることが客観的に確認できる書類を提出しただけの場合には交付対象となります。ただし、支払先から給与として源泉徴収票が発行されている場合には、給与収入になりますので、対象外となります。

### Q8. 賃貸アパートなどの不動産収入がありますが、交付対象となりますか

A8. 不動産業として確定申告していて、他の条件を満たしていれば交付対象となります。

### Q9. 個人で創業して間もないため確定申告をしていません

A9. 個人で令和4年1月から8月までに事業を始め、税務署に開業届出書を提出して

いる方は、開業届出書で確認しますので、確定申告は必要ありません。令和3年12月までに事業を開始した方は、所得税の確定申告を税務署に、又は町民税・県民税の申告を町税務課にしてください。

なお、状況に応じて昨年の収入状況等をヒアリングさせていただき、その他の関係書類の提出を求める場合があります。

ちなみに、法人の場合には事業年度により、法人町民税の確定申告や予定申告の時期が一度も到来していない事業者は、法人登記の履歴事項全部証明書の写しにより、本店が町外の場合には、町税務課に提出した法人設立（設置）申告書により確認させていただきます。

#### **Q10. どのような法人、個人が交付対象になりますか**

A10. ホームページや画像データにあるように3つの給付条件に該当することが確認できれば、売上げの増減にかかわらず交付対象となります。なお、今回の新型コロナウイルス感染症や物価高騰等が事業にどのような影響をもたらしたかを申請書にチェックする形で申告して申請してください。

#### **Q11. ゆうちょ銀行に振り込みをお願いしたいのですが、申請書に記号番号を記入する欄がありません。どうしたらいいですか**

A11. 通帳見開きの2ページ目の「銀行使用欄」にある振込口座として利用される際の【店名】、【店番】、及び【口座番号】を「支店名」、「支店コード」、及び「口座番号」にご記入ください。なお、2ページ目に記載の無い通帳をお持ちの方は、ゆうちょ銀行で確認しご記入ください。

#### **Q12. 農業をしているほかにアパート経営の不動産収入があります。交付対象になりますか**

A12. 農業、不動産収入とも事業収入として本給付金の対象としております。

#### **Q13. 不動産管理の会社経営をしています。代表者で報酬をもらっているほかに農業もしています。会社と個人で申請できますか**

A13. 中小企業基本法で規定する法人等であれば会社は対象になります。個人については、法人の報酬以外に事業収入である農業収入があり、確定申告を行っていれば、法人と個人は別人格であるので、個人も交付対象となります。

#### **Q14. 本給付金は非課税ですか**

A14. 本事業に係る収支は適正に税務申告を行う必要があります。また、これらを帳簿に記録するとともに証拠書類を整理し、適正な期間保管する義務があります。

#### **Q15. 「常時使用する従業員」の定義を教えてください**

A15. 中小企業基本法上の定義で「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員と解しています。従いまして、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員等については、当該条文をもとに個別に判断されると解されます。また、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないので、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」には該当しないと解されます。